

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社 UKC ホールディングス（証券コード:3156）

【クレジット・モニター解除】【据置】

長期発行体格付 # B B B + / ネガティブ B B B +
格付の見通し ネガティブ

格付事由

- (1) ソニー製半導体・電子部品を主要商材とするエレクトロニクス商社。国内では業界トップクラスの規模を有する。主力の半導体・電子部品を始め、電子機器、システム機器なども扱うほか、海外の自社工場において電子機器受託製造サービス（EMS）も手掛ける。当社は連結子会社の UKC ELECTRONICS (H.K.) CO., LTD.に関連する前渡金、売掛金の資産評価に係る貸倒引当金計上を主因に、17年7月31日に過年度決算の修正などを発表しており、これを受けて JCR は当社の格付をクレジット・モニターに指定した。
- (2) JCR は 17年8月9日に財務内容の大幅な悪化を反映し長期発行体格付を1ノッチ格下げして以降もクレジット・モニターを継続し、今後の収益、財務の見通し、新体制構築に向けた施策の内容などの確認を行ってきた。当社は8月14日に経営層の刷新とともに内部管理体制強化などの再発防止策を発表。9月15日付で実施した機構改革によって、与信管理を含め内部管理体制の強化に取り組む枠組みが整った。また、主力商材であるソニー製イメージセンサーの競争力や国内外での顧客基盤に現状大きな変化がない。以上を踏まえ、格付を据え置くとともにクレジット・モニターを解除した。一方、当社のガバナンス体制の再構築は緒に就いた段階でありその実効性を見守る必要があると判断し、格付の見通しはネガティブとした。
- (3) 18/3期営業利益は55億円（前期は66億円の損失）と黒字転換する見通しである。前期の貸倒引当金計上や熊本地震の影響が解消する中で、主力のイメージセンサーの販売が海外のスマートフォンメーカー向けを中心に足元堅調に推移している。
- (4) 17/3期末の自己資本比率は29.6%（訂正前の17/3期第3四半期末40.1%）と、過年度にわたる多額の引当金計上を主因に大幅に低下した。財務構成の改善余地は大きく、着実な利益計上などにより財務構成改善の方向性を示せるか注目していく。

（担当）関口 博昭・工藤 怜士

格付対象

発行体：株式会社 UKC ホールディングス

【クレジット・モニター解除】【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	BBB+	ネガティブ

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2017年9月28日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：涛岡 由典
主任格付アナリスト：関口 博昭
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」（2014年11月7日）として掲載している。
5. 格付関係者：
（発行体・債務者等） 株式会社 UKC ホールディングス
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関する JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<http://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル